

[自己資本の充実の状況について<定性的事項>]

(連結の範囲に関する事項)

◆自己資本比率規制（金融庁告示第19号）第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1999年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」）第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社（以下、「会計連結範囲」という。）との相違点及び当該相違点の生じた原因
当連結グループには、上記に該当する会社はありません。

◆連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称・主要な業務の内容

連結子会社は2社であり、名称及び主要な業務の内容は以下のとおりであります。

名称	主要な業務の内容
いよぎんビジネスサービス株式会社	現金整理・精査業務、現金自動設備の保守管理業務等
株式会社いよぎんChallenge&Smile	事務用品等の作成業務等

◆自己資本比率規制（金融庁告示第19号）第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、中間貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
当連結グループには、上記に該当する会社はありません。

◆連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、中間貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
当連結グループには、上記に該当する会社はありません。

◆連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

連結グループに属する全ての会社において債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っておりません。

(中間（連結）貸借対照表の科目が別紙様式第一号（第五号）に記載する項目のいずれに相当するかについての説明)

中間（連結）貸借対照表の科目が別紙様式第一号（第五号）「自己資本の構成に関する開示項目」のいずれに相当するかについての説明につきましては、「自己資本の構成に関する開示事項」（77頁～90頁）をご覧ください。